

クリスティアン・シュタルクの憲法構想について

—ドイツ再統一に関する諸論稿を基礎として（一）補論—

明 原 菓

はじめに

- 一 新連邦州憲法の制定とその意義
- 二 『新ドイツ諸州の憲法—比較研究』の構成
- 三 シュタルクの本書に見られる憲法構想

はじめに

目下私は、「クリスティアン・シュタルクの憲法構想」について、その副題に示したように、主としてドイツ再統一に関連して彼がものした諸論稿を基礎に、一文を草しはじめたところである。ちょうど時機宜しく、私は、その（一）が活字化された（本誌第四卷第一号、一九九四年）直後の一〇月、クリスティアン・シュタルク教授⁽¹⁾より、相次いで送ら

クリスティアン・シュタルクの憲法構想について

れでいた同教授の「1巻の新刊書を手にやねじかじめだ」。

その1巻は、『憲法解釈の実践』(Praxis der Verfassungsauslegung, Nomos Verl. Baden-Baden, 1994, 320 S.)と題されたものであり、他の1巻は、『新ルーマニア憲法の論述』(Die Verfassungen der neuen deutschen Länder. Eine Vergleichende Untersuchung, C. F. Müller Juristischer Verl. 1994, 60 S.)である。後者の書物は、その表題から直ちに判明するように、旧東ドイツが解体され、新たに5州に再編・統一化された後、新連邦5州は、州憲法の制定作業に入るが、いわゆる新連邦5州の憲法制定に関連し、その草案や憲法典を詳細に比較研究したものである。その意味で本書は、拙稿(1)を補完する意味をもつ書物であり、補論として本論を取り上げるににより、彼の憲法構想について、より明確にわかるところなる。

それに先立つておらず、前者のモノグラフィーは、「」と簡単にその構成等に述べておくる。本書は、彼がこれまでに発表した論文を中心に、1巻の書物にまとめたものである。その構成は、三部から編成されていて、第一部は、「基本権と保護義務 (Grundrechte und Schutzpflichten)」との表題が与えられ、九本の論稿からなる。その他の第一部は、「基本権の解釈と効果」(Über Auslegung und Wirkungen der Grundrechte)」は、最初 Heyde/Starck (Hrsg.), Vierzig Jahre Grundrechte in ihrer Verwirklichung durch die Gerichte, München 1990, S. 9-34に掲載されたものであるが、既にわが国でも、海老原明夫教授により、「基本権の解釈と効果」(國家学術雑誌第百三卷第五・六号三一頁以下)の題名で、邦訳されている。第1部は、「権限と手続 (Kompetenzen und Verfahren)」と題され、七本の論稿から構成されている。最後の第三部は、「財政と租税 (Finanzen und Steuern)」とする手続、六本の論稿が集められてある。これらの論稿を貫く視座は、著者の「ハルバウム」が、憲法裁判権と憲法解釈という視座である。いわく、「本書の諸章は、その大部分が連邦憲法裁判所の裁決と対質したものである。具体的には、

「われらの諸章は、個々のテーマ領域、とりわけ基本権についての判決の総括的な評価、評論そして比較的短い判例評釈であり、われらは、時の経過の中で書かれたが、しかし、憲法裁判権と憲法解釈という統一的視座から書かれたものである」⁽²⁾。

著者によれば、本書に収録された論稿は既発表のものからなるが、しかし、第一部第二章の「基本権の保護義務(Grundrechtliche Schutzpflichten)」に関する一九九三年の論稿は、これまで未発表の論稿であり、著者が、同年一一月二二日連邦憲法裁判所裁判官の前で行った講演が基となつてゐる。この論稿がなるにあたつては、K-E・ベーバー(Karl-Eberhard Hain)の集出版したとのいふやうが、わなみにクリスティアン・ショタルクは、彼のシスター・フーターダー(Doktor Vater)である。本稿については、別の機会に検証しだべ考えてこら。

- (1) クリストイアン・ショタルクの研究業績については、私の「現在ドイツ公法学研究資料—Ch. Starck教授研究業績一覧(一九九一年一一月一八日現在)」(本誌第三卷第一号一九九四年、一一七頁以下)参照。同教授の憲法構想について私は、以下の検証をした。このうち、「クリスティアン・ショタルクの憲法構想について—イタリア統一に關する諸論稿を基礎として」(1) (本誌第四号第一卷一九九四年、九一頁云々) 参照。
- (2) Ch. Starck, Praxis der Verfassungsauslegung, 1994, S. 5.
- (3) Ch. Starck, aaO., S. 5.
- (4) Ch. Starck, aaO., S. 46. K-E・ベーバーの論稿もこれぞ vgl. K-E. Hain, Der Gesetzgeber in der Klemme zwischen Übermaß- und Untermalßverbot?, in: DVBl. 108. 1993, S.982ff.
- (5) 保護義務の問題に關する最近の論稿もこれぞ vgl. W. Höfling, Grundrechtstatbestand - Grundrechtsschranken - Grundrechtsschrankenschränken, in: Jura. 16. Jg., 1994, S.169ff.; H. Dreier, Subjektiv-rechtliche und objektiv-rechtliche Grundrechtsgehalte, in: Jura. 16. Jg., 1994, S. 505ff., S. 512f.; H. H. Klein, Die grundrechtliche Schutzpflicht, in: DVBl. 109. Jg., 1994, S. 489ff.

一 新連邦州憲法の制定とその意義

新連邦州は既に、その憲法制定手続を終了した。⁽¹⁾ ①そのなかで、もともと早く憲法制定作業を終了したのが、ブランドンブルク州である。州議会は、一九九一年四月一四日第三読会で、憲法を「信服させるに足る多数で (mit überzeugender Mehrheit)」でもって可決した。その後、州民は、同憲法を、一九九一年六月一四日の州民投票で採択し（有権者のうち四八パーセントが投票し、そのうちの九四パーセントが賛成票）、その結果、同憲法は、同年八月二一日に施行された。②メックレンブルク＝フォアポンメルン州では、一九九三年五月二三日、憲法を可決し、一九九四年六月一二日州民投票で同意を得るに至った。なお、CDU提案に基づき、クリスティアン・シュタルクは学識経験者として、憲法委員会の構成員に選出され、憲法草案に対し、例えば州民発案(Volksinitiative)、州民請願(Volksbegehrungen)および州民投票(Volksentscheid)に関する提案を行っている。⁽²⁾ ③ザクセン州では、一九九二年五月二六日、州議会は憲法を可決、同年五月一七日公布し、同年六月六日施行した。同憲法は、新連邦州の憲法でもとも早く施行された。⁽³⁾ ④ザクセン＝アンハルト州では、州議会は、一九九二年七月一六日、州憲法を可決し、同憲法は、同年七月一八日に施行された。⁽⁵⁾ ⑤チューリンゲン州では、一九九三年一〇月二十五日、州議会は憲法を可決し、同日公布の後、同年一〇月三〇日に暫定的に施行されたが、国民投票の後、賛成多数を得ることができれば、終局的に施行されることになる。しかし、否決された場合には、暫定的州規約(Landessatzung)が新たに施行される。このように、ドイツ再統一後四年余のうちに、新連邦州は、憲法制定作業を進め、新憲法を制定するに至った。

この新連邦州における憲法制定過程は、大別すれば二段階に区分される。⁽⁴⁾ その第一段階は、地方の円卓会議、地区評

議会そしてこれ以外の組織的には固ってはいないような団体の活動によつて特徴づられる時期であり、一九九〇年一〇月頃まで続く。第二段階は、政党や憲法委員会の草案が提起され、州議会でこれにつき議論される段階であり、最終的に憲法が確定されるにあたつて、第一段階と較べるといつそう重要な段階であった。この憲法制定過程において各新連邦州憲法の内容を大きく決定づけた要因として挙げられるのは、いうまでもなく四〇年余にわたる旧東ドイツでのSED独裁の歴史的体験からの帰結であり、これはとりわけ各新連邦州憲法の前文（例えば、ザクセン憲法前文やチューリンゲン憲法前文には、「国民社会主義や共産主義の暴力支配を想起して (in Erinnerung an die nationalsozialistische und kommunistische Gewaltherrschaft)」という文言が見出される）や多様な基本権の採用のうえに看取され得る。その外に、憲法制定過程に先行して存在した各種の経験も挙げることができる。たとえば、中央円卓会議憲法草案、民主的に組織されたドイツ諸州連邦のための会議草案、西側州憲法（とりわけ、シュレスヴィッヒ＝ホルシュタイン州新憲法⁽⁵⁾）、基本法およびその改正に関する両院合同憲法委員会勧告等⁽⁶⁾である。

しかし、果たしてこれら新連邦州の新憲法は、旧西側ドイツと、旧東側ドイツとの間に存在してきた「人々の間の溝」を埋め、現実の壁が撤去された今、「頭の中の壁」を取り払うことには、どれほど貢献することができるであろうか。たとえば、S・ハイトマンがいうように、⁽⁷⁾ 東ではすべてが誤っていたのであり、西ではすべてが正しかつた、とするいわゆる「オスト－ヴェスト－ストー症候群 (Ost-West-Syndrom)」が人々の意識裡に浸透しているといわれる状況下で、とりわけ、東の人々の「法治国家を受け継ぐ」とが課題であつたのではなく、正義を望む」とこそが問題であつた」とする法感情の吐露をして、あるいは、「あの出来事は果たして『再統一』だったのか、あるいは『植民地化』だったのか」⁽⁸⁾ という苦言が呈せられることがあるとしても、東西間に共通の法意識や法感情を形成するにあたつて、新連邦州の諸憲法が果たすべき役割は、きわめて大であるといえよう。⁽¹⁰⁾ そうであれば、われわれは、現在のドイツの憲法状況を知らう

ルかねば、これが新連邦州の憲法が「一体」のふうに編成されたおり、どのふたつ内容がいたるのか、なぜか解せんとする必要である。その格好の資料の一つを提供するのが、クリスティアン・シタルク教授の上述最近著である。同時に、彼の憲法構想を考察する上でも、本書は重要な示唆を与えてくれるやうである。

- (一) Vgl. Ch. Starck, Die Verfassungen der neuen deutschen Länder. Eine Vergleichende Untersuchung, 1994, S. 11ff.; Chr. Pestalozza, Neues Deutschland -in bester Verfassung?, in: Jura. 16. Jg., 1994, S. 575. 木原輝一「概論」新連邦州の憲法と政治秩序の形成」(坂大造著、第1回講義) | 国立歴史博物館。だが、新連邦州の憲法の監督権を行使する利便なのは、vgl. H. v. Mangoldt, Die Verfassungen der neuen Bundesländer - Einführung und synoptische Darstellung Sachsen, Brandenburg, Sachsen-Anhalt, Verfassungskommission für Mecklenburg-Vorpommern, Düncker & Humblot 1994, S. 65ff.
- (2) 彼の提案をいっても、vgl. K. Stern (Hrsg.), Deutsche Wiedervereinigung, Bd.III. Zur Entstehung von Landesverfassungen in den neuen Ländern der Bundesrepublik Deutschland, Carl Heymanns Verl. 1992, S. 258.
- (3) 各新連邦州の憲法制定問題をいっても、vgl. P. C. Fischer, Staatszielbestimmungen in den Verfassungen und Verfassungsentwürfen der neuen Bundesländer, Verl. V. Florentz München, 1994, S. 37ff. が、極端な例で、ハノーファー州の憲法制定問題をいっても、vgl. 43ff. また改憲問題の具体的な数値をいっても、vgl. S. 44, insbes. Anm. 1; ハノーファー州の改憲問題をいっても、vgl. 132ff.; ハノーファー州の改憲問題をいっても、vgl. S. 94ff., insbes. Anm. 20, 21, 22; ハノーファー州の改憲問題をいっても、vgl. S. 111ff., insbes. S. 112 Anm. 16; ハノーファー州の改憲問題をいっても、vgl. S. 144ff., insbes. S. 145.
- (4) P. C. Fischer, aaO., S. 37ff.
- (5) ハノーファー州の改憲問題をいっても、vgl. Verfassungen der deutschen Bundesländer, Beck-Texte im dtv, 4. Aufl., 1991, S. 434ff. だが、ドイツ再統一は、新連邦五州の新憲法制定によるもので、西側田洋にも影響を及ぼす、新たな憲法改定の問題を惹起するに至った。たゞ、ハノーファー州は、ドイツ再統一を受けて、一九九一年四月一日の「暫定」憲法が、一九九一年五月一九日「憲法」に改定した。これが、田柵側の最初の州憲法改定である。この根拠となつたのは、暫定憲法第六一条第二項:「この憲法は、ドイツ国民が自由な決定により憲法を議決し、一年の経過

後どの効力を失ふ。」である。憲法改正ルルムニ、たゞは、「自然的生活の保護と義務で立ふだ」法治国家と立國家の性格が立を新たに付加した。回憲法のトキベツリノトトガ、vgl. Götz/Starck, Niedersächsische Verfassungs- und Verwaltungsgesetze, Verl. Nomos 10. Aufl., 1994, S. 1ff. ものノリスル墨ヤエ體ヨリノトトガ、vgl. Ch. Starck, Die neue Niedersächsische Verfassung von 1993, in: Niedersächsische Verwaltungsblätter (NdsVBl.), 1994, Heft 1, S. 2ff.

(ω) たゞ、申述一後の脚本題ヤエ體ヨリノトガ、vgl. H.-J. Vogel, Die Reform des Grundgesetzes nach der deutschen Einheit, in: DVBl. 109. Jg., 1994, S. 497ff.; E. Klein (Hrsg.), Verfassungsentwicklung in Deutschland nach der Wiedervereinigung, Duncker & Humblot 1994。「體題如回體題稱體」ヨリノトガ、vgl. L. Incesu, Verspielte Chance. Die Arbeit der Gemeinsamen Verfassungskommission, in: KJ., 1993, S. 475ff.; H.-L. Batt, Verfassungspolitik im Vereinigten Deutschland - Die Gemeinsame Verfassungskommission von Bundestag und Bundesrat, in: Staatswissenschaften und Staatspraxis, 5. Jg., 1994, S. 211ff.; L. M. P-Gutzeit, Die Verfassungsberatung in der Gemeinsamen Kommission des Bundestages und des Bundesrates, in: J. Gebhardt/R. S. -Bruns (Hrsg.), Demokratie, Verfassung und Nation - Die politische Integration moderner Gesellschaften, Verl. Nomos Baden-Baden, 1994, S. 255ff; K. G. Meyer-Teschendorf, Die Vorschläge der Gemeinsamen Verfassungskommission zur Reform des Gesetzgebungsverfahrens, in: DÖV 47. Jg., 1994, S. 766ff.; R. Scholz, Zur Reform des Grundgesetzes, S. Roderer Verl. 1993.

(ヘ) Vgl. S. Heitmann, Rechtsstaat West und Rechtsgefühl Ost, in: NJW. 47. Jg., 1994, S. 213ff. ハヤヒナガ、「日本年は、既に體題ドスル。ルボザ、多々の争いの争いの争い方々が氣に付く。ふねねねば、人々の争い方々が氣に付く。それを示す『事実の規範力』を、今日に程ねめぐる統一體制における十分な考慮し得た。……ソヤヌニヤム、田東ドイハサ、西洋的伝統の意味における法治國家ではなかつた。それ故に、東を西の體体系に組み込むとは出当だつたのである。いわゞ外ほかいたゞ可能ではなかつた。しかし、既存の法感情は、十分に考慮せねばならぬ」と西と東の共通の法感情を抽出する必要性の問題を提起する。そして、「法感情は、法現実の本質的要因であら。平常の時代にせりのいふは、法感情と法現実とは、法意識に媒介されて体へ一致してゐるが、われめて稀にしか感じられないねだ。変革の時代には、そやぢはなし。…法治國家を東に形式的に導入すればいい。」と云ふべきだ。法治國家は、正義の母による補完を要する。われわれが、正義をあてがねだしたならば、法治國家は、東の人々の心に取入れなければならぬが、」と提體ヨリカド。

(∞) ルリドム、田東ルマタ「が不法(=不正)國様であつたかなか、が誰がおなづか、ルボシヒトガ、vgl. H. Sendler, Die

DDR ein Unrechtsstaat-ja oder nein?, in: Zeitschrift für Rechtspolitik, 26. Jg., 1993, S. 1ff.

(9) H・マヤー著、宇京早苗訳『転換期 ドイツ人とドイツ』(法政大学出版局、一九九四年) 1111頁、まだ1回1頁を参照。

(10) H・マヨウ曰「東独首相が語るといふとよれば、「失業率や収入や東西の格差は依然として大かく、東ドイツが西ドイツ並になるには、一五年以上かかる」(一九九四年二月五日朝日新聞朝刊二三版二二頁)、と予測されたとのいふである。仲井誠『現代ドイツの試練—政治・社会の深層を読む』(新波書店、一九九四年)二二六頁は、「統一後の精神的危機は、何よりも東西ドイツ人の疎外感に依拠している。物理的な壁の崩壊もさへ替えて精神的な壁が構築され、二つのドイツ国家(zwei deutsche Staaten)の統合となる名田の裏で、二つの国民(eine Nation)の再結晶が遅れている。その意味で、ドイツ国家の法的統一とドイツ国民の精神的統一は、分離して考察されねばならない。やがてヨーロッパ統合とドイツ統一の結合が、この現象を強化した。ドイツ統一は、国民の精神的な危機を生み出し、九四年末現在、まだその緩和の兆候はみられない」といふ。しかし、連邦政府が、ヘルギッシュに再統一を押し進め、個別的な問題を検討するより、早急な再統一実現を優先させたところは、vgl. M. Rommel, Kommunalpolitik im Zeichen der Wiedervereinigung, Verl. C. F. Müller 1993, S. 6.

II 『新ドイツ諸州の憲法—比較研究』の構成

『新ドイツ諸州の憲法—比較研究』(Die Verfassungen der neuen deutschen Länder. Eine Vergleichende Untersuchung)は、本文六〇頁がいたるが、その論題がいかに明確かは、新連邦五州の憲法を比較検討したものである。それに鑑し、本書の田舎山やねむりでは、基本法の要求する「同質性(Homogenität)」を基礎に、新連邦州の憲法を評価する」とであり、これらの憲法の共通点と同時に相違点を明らかにするものである。それ故に、本書は、当然ながら必ず第一に、新連邦五州の憲法を相互に比較検討したものであるが、しかし、それとともに必ず、第一に、新連邦五州

の憲法と基本法との比較検討であり、第三に、新連邦五州の憲法と旧州（旧西側諸州）の憲法との比較研究である。

このような比較研究を通じて、シュタルクは、新連邦五州の憲法と、とりわけ基本法との間で発生する憲法上の諸問題にも切り込んでいる。

シュタルクが本書で展開している憲法構想、特に前述の拙稿（一）との関係でいえば、その「基本権」構想とは、どのようなものであるか、を検討するに先立つて、本書の構成に簡単に触れておくこととする。本書の基礎となつてゐる主要な論稿は、これまでに彼が新連邦州の憲法制定作業に關わるなかで公表してゐた諸論稿である（二）、（三）である。これらの論稿とは、具体的にいえば、（一）Verfassunggebung in den neuen Ländern, in: Zeitschrift für Gesetzgebung, 1992, S. 4ff. ② Eine Verfassung für Mecklenburg-Vorpommern (1-4) in: Nordkurier v. 4. 4. 91, 5. 4. 91, 8. 4. 91, 13. 4. 91. ③ Verfassunggebung für Thüringen, in: Thüringer Verwaltungsblätter, H. 1, 1992, S. 10ff. である。⁽¹⁾しかし、これらの論稿は、新連邦五州の憲法制定作業が、現在進行形のまゝの状況でゐたのであるが、一方、本書では、その対象となる新連邦五州の憲法制定作業がほぼ完了し、各州の憲法草案が、憲法として確定した状況でゐたという時間差があり、それだけに各州の憲法規定に対する田配りが行き届いためのとなつてゐるところよう。もはや、本書は、本書公刊後発表されたニーダーザクセン州の改正憲法に対する彼の注釈も、この係に属するといえる。⁽²⁾

本書は、大きくは二部に分かたれてゐる。その第一部は、「憲法制定（Verfassunggebung）」に関する問題を論じる。そこでは、憲法制定の出発状況として憲法制定を惹起するに至つた諸々の作用力について解明される。⁽³⁾このような作用力として彼が挙げるのは、①ソヴィエト連邦の経済的破綻と、共産党書記長ゴルバチョフによって主導された改革路線による、DDRの政党独裁に対する世界政策上の変化、②DDR（ソヴィエト連邦も同様）政治体制に固着している自由に対する侮蔑、③自由に対する抑圧—それは、とりわけ壁と鉄条網柵によって確保された出国制限のうちに現れて

いたが、同時に、それは、DDRのどうしようもない経済状況と密接に関連していた、④社会主義的国民の虚偽性—基本法の予定する国民とその国家は、ヨーロッパ連合の現在および将来の基礎をなすが、これとは異なり、「社会主義的国民」すなわちSEDの人工的産物は生命がなく、そこでは、抑圧された国民感情が際立つ、⑤基本権的、民主的自由に対する欲求や国民感情の活力、である。これらの作用力が、平和革命へと通じ、と同時に憲法審議の出発状況を特徴づけている、という(S. 1f.)。次いで、憲法制定は、連邦構成州の国家性からして「憲法自治」に基づき、同質性原理の下(基本法第一八条)で、基本法上各州に保障される」とが論じられる。そして、各新連邦州において、憲法制定手続しきがどのように進行していくかの経過が説明され、最終的に、各新連邦州での新憲法の成立が記述される(S. 1-13)。

第一部では、各州の憲法規定内容が個別、具体的に比較検討される。その主要テーマは、第一に「基本法第二八条の同質性要求」(S. 14-16)についてであり、第二に「国家形態と統治形態」(S. 17-39)を問い合わせ、そして、本稿の対象とするべき基本権論の展開部分である「国家と市民」(S. 39-58)を論じ、最後に各憲法の規定する「前文」(S. 58-60)の内容について記述する。この第二部で展開されている論述ですが、彼の憲法構想を知る上で関心をそそる部分であるといえよう。また、この第二部には、本書の約四分の三に及ぶ頁数が費やされてもいる。以下、第二部の個別的テーマにそつて論点を検討することで、彼の憲法構想を窺うこととするが、いうまでもなくその重点は、本稿の対象とするべき彼の基本権論の展開部分である「国家と市民」におかれるであろう。

(1) これらの論稿については、私の「現在ドイツ公法学研究資料—Ch. Starck 教授研究業績一覧(一九九一年一月一八日現在)」(本誌第三卷第二号、一九九四年三月三〇日)二一九頁註(1)および「クリスティアン・シュタルクの憲法構想

「（シナリオ）再統一に関する諮詢稿を基礎として（1）」（本誌第四卷第一号、一九九四年九月二〇日）九五頁註（四）
参照。

(2) vgl. Ch. Starck, Die neue Niedersächsische Verfassung von 1993, in: NdsVBl, 1994, Heft 1, S. 2ff. 一九九四年一一
月末日、本稿を、早速お送りただしく御教説に感謝す。

(3) また、vgl. H. v. Mangoldt, Die Verfassungen der neuen Bundesländer, 1993, S. 10f.

III ハュタルクの本書に見られる憲法構想

一 同質性の要求について ドイツ連邦共和国の各州は、国家の特質を有するところから⁽¹⁾、固有の憲法自治に基づき憲法制定権限を行使し得るとしても、各州の憲法秩序は、まず第一に、基本法第二八条に規定する「共和制的、民主制的かつ社会的法治國家」という基本原則に合致しなければならず、また市町村には自治権も保障される。れども、各州の憲法秩序は、基本権に合致するところが要求されるところが、最小限度の州憲法と連邦憲法との間の同質性が要求されていて⁽²⁾。とはいえ、H・V・マンゴルトによれば⁽³⁾、基本法第二八条第一項の「同質性は、「同一性 (Uniformität)」を意味するものではない。むしろ、」の同質性の要求は、基本権に関していえば、各州が独自の基本権カタログをその憲法に取り入れることを妨げる⁽⁴⁾としても、基本法第一条第三項が、州の国家権力を含む、すべての公権力を基本法の基本権に拘束するが故に、その限りにおいて中央集権的な強制的同一化 (Gleichschaltung) の傾向を有する」とは、否認できないであろう。

ところで、州憲法典が連邦法（当然連邦の憲法も含む）に背馳し、そして、州憲法典の適用が連邦法と異なる結果を生じるとか、連邦法と州憲法との間の同質性要求と関連して問題が発生するが、これに際して機能するのが、「連邦法

は、州法を破る」とする基本法第三一条である。とりわけ、基本権との関係でいえば、この問題は、連邦基本権と州基本権と間で、州の基本権高権の範囲と限界の問題として出来することとなる。たとえば、新連邦州の憲法典は、市民的・自由主義的基本権論の意味での防禦権以外に、いわゆる「社会的基本権」を保障したり⁽⁵⁾、また、基本法で「ドイツ人の権利(Deutschenrechte)」へ規定された移植の自由、結社の自由、集会の自由、職業の自由等の保障を、「すべての者の権利(Jedermann-Rechte)」として、基本法での基本権保障を超える基本権保障を行うに至っているが⁽⁶⁾、このような場合には、基本法第三一条の特別法たる基本法第一四二条・「第三一条の規定にもかかわらず、州憲法の諸規定は、それがこの基本法の第一条から第一八条に一致して基本権を保障している限りにおいてまた、その効力を保持する」が、基本的に作動する」となる⁽⁷⁾。

二 國家形態・統治形態について 基本法の要請する同質性命令の下で、新連邦州の国家・統治形態は確定されるが、新連邦五州の憲法は、基本法第二八条第一項第一文の要請に、さらに「生態系上の国家目標」を付け加えるに至つている。

シユタルクは、州憲法に関し州憲法の重点は、基本権保障にではなく、むしろ、統治形態にこそある、という点を貫して強調する。それも、権力行使の実効化と統制を図る権力分立論的統治形態論が、最終的には、憲法裁判所による他機関の統制を媒介とする憲法秩序の保持を目指す統治形態論が力説される。彼はいう。「州憲法の重要な部分は、統治形態の規律であろう。憲法は、州議会と州政府とを設置し、これがどのように機能するかを規律しなければならない。諸々の機能を手際よく配分することによって、國家権力は、一方で国家機関が実効的に活動し得るように、また他方で相互に統制されるように、編成され得る。このためには、憲法裁判所の設置が必要であり、これが、州憲法の維持を監視する。州憲法裁判所だけが、永続的にすべてのその外の州法に対する州憲法の優位を確保することができる。憲法裁

判所だけが、紛争にあって、その時々の政治的強者が自らを押し通さない」とを保障する」、⁽⁹⁾と。

このような思考を基礎にして、彼は、新連邦各州の統治形態に関する憲法規定について、「議院内閣制（Parlamentarisches Regierungssystem）」、「州民投票（Plebisit）」⁽¹⁰⁾、「州憲法裁判所（Landesverfassungsgericht）」、「地方自治（Kommunale Selbstverwaltung）」および「統治形態の編成（Gliederung der Regierungsform）」という順で注釈を加える。そこから導出された結論は、統治形態の完璧な編成体系といふのは存在しないとしても、最適な編成は、諸憲法機関に統一して、これに対応する諸国家作用が規定されるメックレンブルクーフォアポンメルン州憲法に見られるという。このようにして、シュタルクは、統治形態の編成を、①憲法機関の編成順としては、州議会、州政府そして州憲法裁判所という順に、これに続けて、②国家作用については、立法、予算と会計検査、州行政と地方行政、最後に司法という順に配列することを是とした。

前述したように、シュタルクは、統治形態において憲法裁判所のもつ意義を重視するが、彼は、この「州憲法裁判所」の下で、「憲法裁判所の制度と裁判官の選出」、「管轄権カタログ」、「判決に対する憲法異議の問題」を扱っている。

これらのテーマのうち管轄権カタログについていえば、機関訴訟、抽象的・具体的規範統制、選挙審査と議席審査、州民請願審査は、州憲法裁判所のいわゆる古典的な管轄権に属する。新種の管轄権である審査委員会の審査申立の憲法適合性審査権を規定するのは、メックレンブルクーフォアポンメルン、ザクセン＝アンハルト、チューリングンの三州である。州の公権力による州基本権侵害に対する憲法異議を規定するのは、ブランデンブルク、ザクセン、チューリングンの三州あるが、メックレンブルクーフォアポンメルンとザクセン＝アンハルトの二州は、憲法異議を、直接州法を通じて生じた基本権侵害に限定している。なお、メックレンブルクーフォアポンメルン州では、さらに判決に対する憲法異議も、公権力を通じて、州憲法によって特別に承認された五の基本権が侵害されたと主張され得る限りで承認している。⁽¹²⁾

判決に対する憲法異議に関して問題となるのは、以下の点である。その第一は、新連邦州憲法のうち、五の基本権を加えているものの基本法の基本権をその構成部分であると宣言するメックレンブルク・フォアポンメルンを除き、四の州が独自の基本権カタログをも規定したことから、基本権侵害を理由とする州権力に対する憲法異議に際して、連邦憲法裁判所と州憲法裁判所が見解を異にする判決に至ることもある、という問題が発生する。そのような事態を避けるためにも、新連邦州の憲法が、基本権を憲法に導入することは不要であるとするのが、シュタルクの立場である。その根拠づけとして彼が挙げるのは、連邦憲法裁判所の上告活動は、州法の適用が問題となる事例においても、基本法の基本権が基準となるが故に、州の基本権カタログの独自性は早晚喪われるであろう、ということであった。これについては、既にその（一）の一〇三頁で触れたことから、同頁を参照願いたい。⁽¹³⁾ 第二に問題となるのは、ホーネッカー裁判で現実化した問題である。それは、州裁判所による連邦訴訟法の適用が州基本権を侵害するとした、州憲法裁判所への憲法異議であった。これに対し、シュタルクは、このような事例においては、連邦訴訟法の手続きの統一性が危うくされると批判する。すなわち、法の統一性こそが、法の平等を確保するとして、以下のように州憲法裁判所の人間の尊厳を根拠とする裁判の中止決定⁽¹⁴⁾を批判する。「法の統一性を保障する連邦訴訟法の例外なき尽力は、州憲法裁判所が連邦訴訟法を州基本権を根拠にして解釈するとき、危うくされる。それに際し、連邦法は、州ごとに別々に発展されることになりかねない。…憲法異議手続きにおいて連邦訴訟法の解釈と適用とを、それが州基本権と一致しているかどうかにつき審査することは、州憲法裁判所の責務には属さない。何故なら、州憲法裁判所が例外なく、それにふさわしく自己抑制をする、ということは期待され得ないが故に、州憲法裁判所は、裁判所判決に対する州憲法異議を連邦訴訟法やその外の連邦手続法の適用が攻撃されている限りにおいて、許されないと宣言すべきである」（S. 36f.）⁽¹⁵⁾と。

三 基本権論

前述したように、シュタルクは、「国家と市民」のテーマの下で新連邦州憲法の基本権の抱える論点に

つき論じる。それは、大別すれば、①国家と市民との関係を規律するにあたって、まず問題とされるのが彼の持論である、新連邦州は、基本法の保障する基本権は州のすべての公権力をも拘束するが故に、その憲法に基本権カタログを新たに採用する必要はないということ、また、いわゆる古典的基本権（＝防禦権）と、国家目標もしくは社会的基本権とは明確に区別されねばならないということ、である。⁽¹⁶⁾ 第二に彼が、本テーマの下で注釈するのは、②基本法の基本権に対する新種の州基本権について、である。前者①の問題点から検討することとしよう。

①基本権と国家目標もしくは社会的基本権等とを極めて明瞭に区別するのは、ザクセン・アンハルト憲法である。メックレンブルク・フォアポンメルンとザクセン憲法も外面向的構造において、これらの規定を区別するが、ブランデンブルクとチューリングエンの憲法は、これらが混交して規定された状態にある。このような、新連邦州の憲法規定を前にして、シュタルクは、「州憲法における古典的基本権のカタログは、州の国家権力を基本権に拘束し、また、補完的な基本権を保障するためには必要ではない。いわんや、新憲法に実例が見られるような、特別な給付権が保障されることは必要なであろう」(S. 42)、という。その理由は、基本法第一条第三項は、連邦と州の国家機関によつて行使される立法、執行権および裁判権を、直接適用される法としての基本権に拘束し、また、連邦憲法裁判所の判決における基本法第二条第一項の一般的自由権と比例原則の適用とは、人間のあらゆる自由の発現と人格権のあらゆる局面とを基本権として保護するし、また、基本権は比例原則を通じてのみ制限される、ということを帰結するからである。このような観点からすれば、とりわけ問題となるのは、直接適用される権利であり、立法をも拘束する基本権と、社会的基本権や国家目標とを二つの章に区分していないブランドンブルクとチューリングエンの州憲法である。これに対し、シュタルクは、あらまし以下のような論述を展開することで、これを批判する。すなわち、「この区別は、憲法国家において必要な州議会の政治的作用と、裁判所の法作用との間の限界づけを確保するのであり、裁判所は、憲法の基準に従つて政治に限界を確

定するが、しかし、柔らかな(weich)憲法条項そのものを根拠にして政治を行なうことは許されない。：古典的基本権と社会的基本権とのために、権利（基本権）という言葉を統一的に使用することは、政治的な混乱や、憲法に関する失望を引き起こすこととなるであろう。憲法上の権限配分と経済的関連性とに精通していない市民に、一方で職業を選択する権利は古典的基本権であり、国家による侵害に対しても裁判所で保護され得るが、しかし他方で労働を求める権利は、決して実効的には保障され得ない、ということは説明不可能である」(S. 45f.)、と。さらに、基本権と綱領規定や国家目標は、相当な財政的資金ないし労働場所に関する国家の提供を前提とする責務を国家に課すことによって、古典的基本権とは区別されることも強調する。そこから、「国家目標や不確定な給付請求権は、それらが憲法に位置するとしても、古典的基本権と同一の法的特質をもたない。基本権は、まず第一に国家の限界を規定するのであって、この限界は、直接憲法上の保障を通じて適用され得るが、社会的請求権は、法律を通じて始めて定義され、国家予算を通じて財政的に実現されねばならない」(S. 46)のであり、そこから社会的権利や国家目標は、州議会に委ねられ、国家はただ徴収したものをお出し得るにすぎない、と説くのである。なおまた、国家目標に関して補足しておけば、国家目標は、州憲法レベルの対象であるにとどまらず、連邦立法の対象でもある、との観点からも批判される。すなわち、「五つの憲法に見出され得る多くの国家目標や社会的権利は、連邦立法の素材にも関連する。たいていの市民は、連邦議会と州議会との間の管轄権の限界づけを必ずしもはつきりとは目に止めてはいないことから、市民はその憲法に失望させられるという状況が発生し得ることがある。というのも、憲法の公約は、州立法者によつては解決され得ないからである」(S. 57)、と。

②基本法の基本権に対して、州基本権は新たなものを規定するに至っている。それらをシュタルクは、(a)通常、基本法の基本権は、連邦憲法裁判所の判決と関連して具体的に把握されることによつて、新たに定式化される、(b)基本

法のいくつかの「ドイツ人の基本権」は、「すべての者の一基本権」として保障される、(c) 基本権の制約の側面でも、新種の危険を通じて惹起される刷新が生じる、という二点にまとめられるし、これらのいずれもが、連邦基本権でカバー可能であり、とりわけ連邦憲法裁判所の判決を通じて解決可能であると説く。しかし、この問題についてもショタルクは、連邦基本権レベルで、とりわけ連邦憲法裁判所の裁判実践を通じて、フォローできる事柄であり、州基本権レベルで保障する必要性はない、との立場を採っているといってよからう。(a) に関連して、たとえば、五の州憲法は、いずれも個人に関するデータ保護と、自己に関するデータに対する情報権また請願権につき適当な理由を附した通知の保障を保障する。ブランデンブルクとザクセンの州憲法は、身体の完全性 (*körperliche Unversehrtheit*) を求める権利を、ザクセン-アンハルト州憲法はこれに加えて心の完全性 (*seelische Unversehrtheit*) を求める権利を保障する。しかし、これらは、そのいずれもが基本法の保障する基本権、たとえば、第一条第一項と関連してその第二条第一項から、また、基本権の請願権を拡充するという方式で解決され得る。(b) に関連していえば、たとえば、ブランデンブルクやザクセン州憲法は、移転の自由、結社の自由あるいは職業の自由を、「ドイツ人の基本権」から「すべての者の一基本権」へと変形したが、このような保障は、難民申請者の殺到に直面して、また、連邦法が適用される結果、このようなことを説くことはできなくなるであろう、と批判する。(c)についても、連邦基本権の制限を超える州基本権における補完的な基本権制約は、それが基本法に適合するように解釈され得ないときには、連邦基本権の制限可能性とは一致しない、と批判する。そこから、州基本権におけるこのような「補完的」制約は、連邦憲法裁判所の判例の歩みのなかで解決される、⁽¹⁷⁾ と説く。

ショタルクの州憲法に対する以上の立論から判明することは、新連邦州の憲法は、その憲法のなかで基本権を保障する必要性はない、ということであり、また、社会的基本権や国家目標と基本権とを厳格に区別することの要請である。

それとともにまた彼の立論は、州基本権カタログで保障された新たな基本権も、連邦憲法裁判所の裁判例の進展過程において、基本法の基本権の拡充や比例原則の適用を通じて、その保障がカバーされるが故に、したがって、これらの新たな基本権を新連邦州憲法へ採用することは不要である、ということを弁証するものである。

四 基本義務論 基本法は、大学教員の忠誠義務（第五条第三項）、子どもに対する両親の育成義務と教育義務（第六条第二項）、私立学校設置者の義務（第七条第四項）、結社に対する不作為義務（第九条第二項）、公共の役務給付義務（第二二条第二項）、防衛義務または代替勤務義務（第一二一a条）、所有権は義務づけられる（第一四条第二項）、政党に対する不作為義務（第二二一条第二項）、国際法上の基本義務（第二二五条、第二二六条）公務員の忠誠義務（第三三三条第四項）等の基本義務を規定する。これらの憲法上の基本義務は、①消極的地位の基本権を憲法で直接制限するか、または、②基本権を制限する機能を果たす法律による義務を具体化するための基礎となるが、しかし、このような法的義務と、市民の倫理的義務とが混同されることがあつてはならないことを、シユタルクは強調する。すなわち、市民の倫理的義務は、国家の前提であるとはいえ、しかし、法的意味において法的に規範化され得ない、と。ただし、シユタルクは、市民一般に対しても、倫理的義務は、国家機能の担い手には課すことができ、彼らに対しては、法的義務にこれは変形され得る、とする。⁽¹⁸⁾

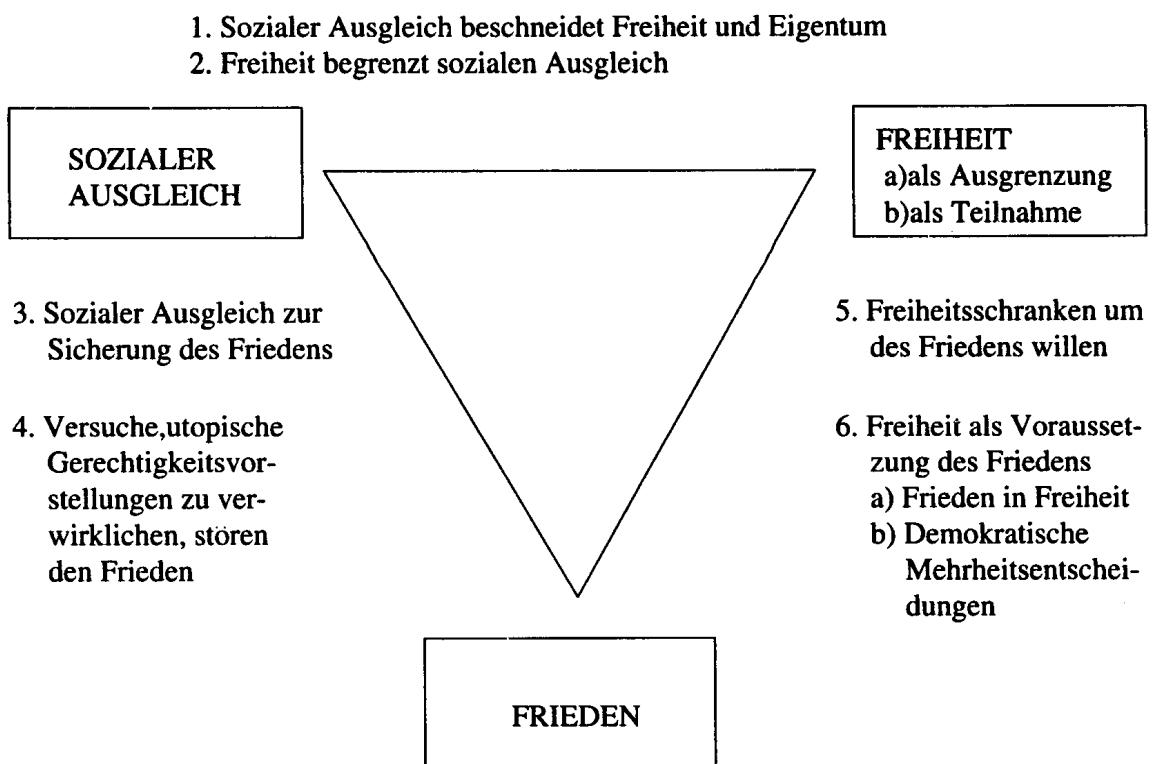
上記のような基本法上の基本義務とは別途、新連邦州の憲法は、基本義務を規定する。とりわけそのなかで顕著なのは、何人にも課せられる「環境保護義務」であろう。これら新連邦州の憲法の基本義務についても、彼は、基本法もしく連邦法上の基本義務規定によりカバーできるという。⁽¹⁹⁾

五 「前文」について 新連邦州は、どのような動因、目標をもって新憲法を制定するに至ったのか。各憲法前文に

見られるその動因は、以下のことである。①州独自の（憲法）歴史を想起して（ブランデンブルク、ザクセン、チューリングエン）または州の部分のすべての文化的、歴史的伝統を育成するという要請でもって（ザクセン-アン-ハルト）、②国民社会主義的、共産主義的暴力支配（ザクセン、チューリングエン）や住民に対する固有の責任（ザクセン）を想起して、③一九八九年の平和革命（ザクセン）または平和的変更（ブランデンブルク）を想起して、④神の前の責任を自覚して（ザクセン-アン-ハルト、チューリングエン）または人間の行為には限界があることを意識して（メックレンブルク-フォアポンメルン）、⑤州は、ヨーロッパにおけるドイツ連邦共和国の生命ある部分であること、また、ヨーロッパと世界における分離するものが克服されることを意図して（チューリングエン）。

さらに、新連邦州憲法は、以下の目標を援用する。①人間の自由と尊厳とを確保する（ブランデンブルク、メックレンブルク-フォアポンメルン、ザクセン-アン-ハルト）または尊重すること（チューリングエン）、②（社会的）正義を創出すること（ブランデンブルク、メックレンブルク-フォアポンメルン、ザクセン、ザクセン-アン-ハルト、チューリングエン）、③経済的発展を促進すること（メックレンブルク-フォアポンメルン、ザクセン-アン-ハルト）、④自然的生活基盤を保持すること（ブランデンブルク、メックレンブルク-フォアポンメルン、ザクセン-アン-ハルト、チューリングエン）、⑤将来の世代に対する責任を正当に評価すること（ザクセン）、⑥（国内外）の平和に仕えること（メックレンブルク-フォアポンメルン、ザクセン、ザクセン-アン-ハルト、チューリングエン）、⑦民主的に起草された法秩序を維持すること（チューリングエン）。彼は、以上の目標は、古典的な三つの国家目標、すなわち、平和、自由および社会的調整（社会的正義）⁽²⁰⁾に、生態系保護という国家目標を補完したという。彼のいう古典的な三つの国家目標とは、次頁左上の図式に表現される。

この国家目標の三角形は、（a）自由を支え、国家の権限を制限すべき基本権は、第三者の権利のためにまた平和のた



めに限定可能である、(b)社会的調整は、自由と所有権を制限しそして平和を確保する、(c)逆に、自由の価値は、社会的調整を、それが過度に広範になりまた平和を破壊するようなどきには制限する、という相関関係におかれている。この古典的な国家目標と生態系保護という国家目標は、権力分立の国家組織と権利の保障とを通じて実現されるとともに、政治の実質的目標を限定し、逆にまた憲法の国家目標カタログのなかにより詳細に「ハイード・バックされる」と構成されるのである。

- (1) Vgl. J. Dietlein, Landesgrundrechte im Bundesstaat, in: Jura. 16. Jg., 1994, S. 57; C. Degenhart, Staatsrecht I, 9. Aufl., C. F. Müller 1993, S. 33f., Rdn. 83ff. 「名前もまた、固有の、連邦から派生したのではなく、始源的な(originär) 国家(州)一権力(Staatsgewalt)を行使し、各州には国家の特質が帰属する」、ムンヘ。
- (2) Vgl. J. Kersten, Homogenitätsgebot und Landesverfassungsrecht, in: DÖV. 46. Jg., 1993ff. 「各州の国家特質は、連邦憲法に従って規定される。連邦各州は、基本法の意味における国家である。それ故、…各州にとって唯一問題となるのは、どのよのうな実質的な国家の認識を、基本法

は各州に指示して居るが、である」(S. 896)。しかし、前提として、「基本法と州憲法間の同質性命令は、憲法高権を有する諸民族の連邦との命令としての、それ自体組織された国家である『連邦国家の本質』から生じる」のである。従って、「同質性は、必ず第一に、連邦国家における国家権力の統一性の、思考必然的な前提」である。と謂ふ(S. 897)。されど於して、狹義における同質性として彼が問題とするのは、基本法第118条に挙げられた諸原則である(S. 898)。すなわち、名前は、基本法の意味における共和制的、民主制的、社会的法治国家に合致しなければならない(第1項第1文)、めたゞ、基本法の要請やる選舉の原則を尊重しなければならない(第1項第11文)である。

- (3) Vgl. H. v. Mangoldt, Der Verfassungen der neuen Bundesländer, S. 16.
- (4) Vgl. Ch. Starck, Praxis der Verfassungsauslegung, 1994, S. 41等、「裁判所による基本権の実現は、中央集権的かつ法統一的傾向を有する」ふう。

(5) 「たゞやが、トトノドハハルク州憲法は、第一編「基本権と國家と憲法」で、第四五條「社会保護を求める権利」、第四七條「住居を求める権利」および第四八條「労働を求める権利」を規定する。

(6) 回しノベラノドンゲルク州憲法や、等、第一七條、第110条、第1111条、第四九条が挙げられる。

(7) ハ)の問題は、vgl. J. Dietlein, Ann. 1; derselbe, Die Grundrechte in den Verfassungen der neuen Bundesländer. Zugleich ein Beitrag zur Auslegung der Art. 31 und Art. 142 GG, Verl. Franz Vahlen 1993, S. 23ff.; P. Kunig, Die rechtsprechende Gewalt in den Ländern und Grundrechte des Landesverfassungsrechts, in: NJW 47. Jg., 1994, 687ff.

(8) たゞやが、サ)ハヤハシテ憲法第一條は、「亞細亞民族共ヘヤハゼ、民族独立だ、自然権利憲法ハナニの保護と義務」である。たゞやが、連邦憲法(Er [=Der Freistaat Sachsen] ist ein demokratischer, dem Schutz der natürlichen Lebensgrundlagen und der Kultur verpflichteter sozialer Rechtsstaat。)」である規定である。その他の新連邦州憲法も、その第一條第一項で、「リーダーを有する州」が、自由な、共和制的、民主制的、社会的かつ自然的生活基礎の保護に義務づけられた法治国家である、ヨーロッパの諸民族共同体の一端や、(Das Land Niedersachsen ist ein freiheitlicher, republikanischer, demokratischer, sozialer und dem Schutz der natürlichen Lebensgrundlagen verpflichteter Rechtsstaat in der Bundesrepublik Deutschland und Teil der europäischen Völkergemeinschaft。)」である。vgl. Ch. Starck, Die neue Niedersächsischen Verfassung von 1993, in: NdsVBl. 1994, H. 1, S. 8.

(9) Vgl. Ch. Starck, Verfassunggebung in Thüringen, in: ThürVBl. 1992 H. 1, S. 10; derselbe, Eine Verfassung für

Mecklenburg-Vorpommern, in: Nordkurier v. 4. 4. 91.

	BrV	MVV	SV	SAV	ThV
Organstreitigkeiten	Art. 113Nr. 1	Art. 53Nr. 1	Art. 81Nr. 1	Art. 75Nr. 1	Art. 80Abs. 1Nr. 3
Abstrakte Normenkontrolle	Art. 113Nr. 2	Art. 53Nr. 2	Art. 81Nr. 2	Art. 75Nr. 3	Art. 80Abs. 1Nr. 4
Konkrete Normenkontrolle (Richtervorlage)	Art. 113Nr. 3	Art. 53Nr. 5	Art. 81Nr. 3	Art. 75Nr. 5	Art. 80Abs. 1Nr. 5
Prüfung von Volksbegehren	Art. 77Abs. 2	Art. 53Nr. 3	Art. 71 Abs. 2Satz3	Art. 75Nr. 2	Art. 80Abs. 1Nr. 6
Prüfung von Untersuchungsaufträgen eines Untersuchungsausschusses		Art. 53Nr. 4		Art. 75Nr. 4	Art. 80Abs. 1Nr. 7
Verfassungsbeschwerde allgemein	Art. 113Nr. 4		Art. 81Nr. 4		Art. 80Abs. 1Nr. 1
nur als Urteilsverfassungs- beschwerde am Maßstab bestimmter Landesgrund- rechte und subsidiär		Art. 53Nr. 7			
nur gegen Landesgesetze		Art. 53Nr. 6		Art. 75Nr. 6	
Kommunale Verfassungsbeschwerde	Art. 100	Art. 53Nr. 8	Art. 90	Art. 75Nr. 7	Art. 80Abs. 1Nr. 2
Wahl- und Mandatsprüfung	Art. 63Abs. 2	Art. 21Abs. 2	Art. 45Abs. 2	Art. 44Abs. 3	Art. 80Abs. 1Nr. 8
Abgeordnetenanklage	Art. 61				

(10) 新連邦五州の憲法は、そのこぎれもが州民投票を規定するが、その際にもいとも重大な影響を及ぼしたのが、シュレスヴィッヒ・ホルシュタイン州憲法第五章の第四一条および第四二条の規定である。同条項によれば、州民投票による参加可能性は、州民糾察、州民請願および州民票決とこれら三段階から構成される。Vgl. C. Feddersen, Die Verfassunggebung in den neuen Ländern: Grundrechte, Staatsziele, Plebiszite, in: DÖV. 45. Jg., 1992, S. 990; P. C. Fischer, aaO., S. 40.

(11)

新連邦五州の憲法に規定する管轄権カタログについて
は、本書三三頁に、その一覧表が掲載されているが、それ
は上図である。

(12)

データ保護の権利、芸術と学問、研究と教授の自由、教
会と宗教団体、請願の権利であるが、その大部分は、基本
法もしくは連邦憲法裁判所の判例と関連して基本法の基
本権によってカバーされてしまう。

(13)

ホーネッカー裁判の問題点について述べた、本書三六頁註一
十六に指摘された文献を見よ。まだ、vgl. Ch. Starck,
Praxis der Verfassungsauslegung, S. 239ff. ; J. Rozek,
Landesverfassungsgerichtsbarkeit, Landesgrundrechte
und die Anwendung von Bundesrecht, Landesverfassun-
gsgerichtliche Kontrolle der Anwendung von Bundesre-
chte durch Landesgerichte am Maßstab der Landesgrun-
derechte, in: AöR. Bd.119, 1994,S.452f.;U.Wesel, Ein
Staat vor Gericht. Der Honecker-Prozeß, Verl. Eichbor-

n 1994.

- (14) 本判決は「人間の尊厳」論と「人間の尊厳の保護」論との間に大きな憲法構造上の問題が生じた。「人間の尊厳」論は、人間の尊厳を「人間の尊厳の保護」として位置づけられており、憲法構成権は「人間の尊厳の保護」の実現に寄与するものである。
- (15) また、vgl. Ch. Starck, Praxis der Verfassungsauslegung, S. 241f.
- (16) ベルリンの立場を vgl. D. Merten, Die Staatszieldebatte, in: E. Klein (Hrsg.), Verfassungsentwicklung in Deutschland nach der Wiedervereinigung, 1994, S. 65ff., insbes. S. 68f., 76f.; 稲穂 (1) 国 (1〇〇頁) 参照。
- (17) 稲穂 (1) 国 (1〇一頁) 参照。
- (18) ベルリンの立場を vgl. 稲穂 (1) 国 (1〇六頁) 参照。
- (19) 基本法改定によると、第110条:「自然の生存基礎の保護義務」が基本法に導入された。
- (20) Vgl. Ch. Starck, Einigkeit und Recht und Freiheit, Festschrift für K. Carstens zum 70. Geburtstag am 14. Dezember 1984, Carl Heymanns Verl. 1984, S. 874.

〔人間の尊厳の保護〕